



資金移動業者の  
窓口で



インターネットで



携帯電話で



旅行代理店の窓口や  
コンビニで

# 新しい資金移動サービス ご利用のご案内



社団法人 日本資金決済業協会

# 振込や送金などの為替取引がもっと

今まででは…

**振込・送金といえば…**

銀行・郵便局などの  
金融機関の窓口やATMを  
利用するしかありませんでした。



金融機関の窓口で振込依頼



ATMから振込

**でも…**

こんな不満があったことも確かです。

近くに金融機関の支店や  
ATMがない…

金融機関の窓口が  
早く閉まってしまう…

振込や送金の  
手数料が高い…

**これからは!**



旅行代理店の窓口や  
コンビニで

実家への仕送りに



子どもへの仕送りに



# 便利でもっと身近になりました。

## 資金移動サービス

資金決済に関する法律(以下、資金決済法)により、  
100万円以下であれば資金移動業者(登録業者)に限り  
コンビニや旅行代理店の窓口、インターネット、  
携帯電話などで、国内だけでなく海外へも  
振込や送金ができるようになりました。



# 資金移動サービスには大きく分けて3つ

## 営業店型

店舗で送金を依頼し、  
相手が別の店舗などで  
受け取る



店舗A

## インターネット・ モバイル型

送金専用口座(アカウント)  
を開設し、  
インターネットや  
携帯端末で振り込む

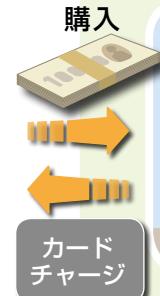


送金人

## カード・証書型

### ◆カード (専用カード)

カード・証書を  
利用して  
資金を移動(送金)する



店舗A

資金移

### ◆証書 (マネーオーダー)



店舗A

資金移

# のタイプがあります。



動業者



受取人

- 店舗Aで送金を依頼する。
- 金額などの送金情報や受取先などを相手に連絡する。
- 相手は指定の店舗Bで、必要な情報や書類を提示しお金を受け取る。

動業者



受取人

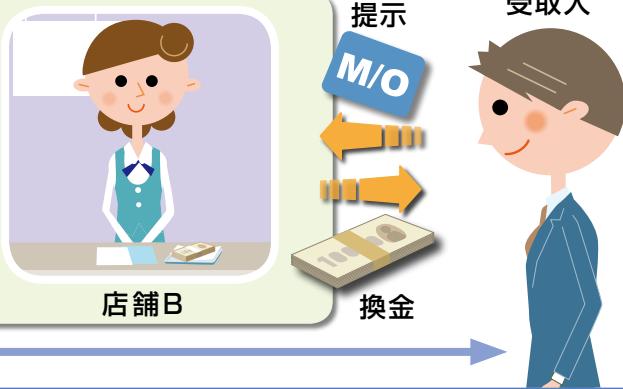
- あらかじめ送金専用口座(アカウント)をつくる。
- インターネットや携帯端末、提携コンビニなどを利用して、アカウントに入金する。
- 相手は指定のアカウントなどでお金を受け取る。

動業者



- あらかじめ送金専用口座とカードをつくる。送金専用口座に入金してカードにチャージする。
- カードを持って渡航する。
- 提携銀行の店舗やATMで現地通貨を引き出す。また、提携カード会社の加盟店でデビットカードとして買い物に利用する。

動業者



受取人

- 店舗Aで証書を購入する。
- 証書を相手へ送る。
- 相手は受け取った証書を店舗Bで提示し、引き換えにお金を受け取る。

A

そんなに急いで  
どこへ行くの？

送金に銀行へ行くの。  
窓口は15:00までよね。



送金は銀行でしか  
できないからね。

B

送金に行ったら  
「免許証を見せて」と  
言われたよ。

銀行でも  
同じようなことがあったわ。



現金で  
10万円を超える場合は  
本人確認が必要だよ。

C

どうしてドルを  
持っているの？

アメリカへ行くので  
両替したのよ。



専用カードに  
現金を入金して  
渡航すれば、  
現地で換金できるよ。

※手数料が高い方法、銀行存款の算定手数料を支払う場合。

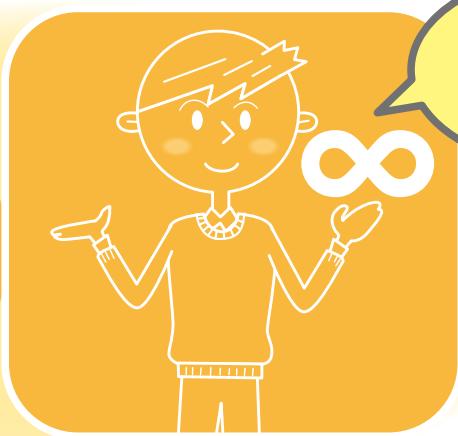
■資金運用中の資金状況に保証金がかかる場合があります。...  
・ 詳しくは P.13 の Q112 を参照。

■資金手数料などの他の手数料を銀行が受け取る場合があります。...  
・ 詳しくは P.10 の Q106 を参照。

■資金移動サービスと資金を支払う場合に上限があります。...  
・ 詳しくは P.8 の Q12 を参照。

# まちがいはどれ？

D



E



下記の答えを参考のうえ、  
詳細は以下のQ&Aでご確認ください。

F



A  
B  
C  
D  
E  
F

- A.銀行以外の企業で送金が一々大変扱いをされてしまうことがあります。  
B.法律の規定で日本個人確認が求めらるります。  
C.海外渡航などご利用で決済手段として選択力一寸一寸あります。

# Q1



「送金は銀行でしかできないと思っていたけど、銀行以外の業者に送金を依頼しても大丈夫なの? 資金移動サービスはどんな企業でもできるの?」

# A



「『資金移動サービス』は、  
資金決済法による登録を受けた企業が  
行うことができるんだ。」

### ●資金移動サービスとは

実家や子どもへの仕送りなど、離れた場所にいる相手にお金を送る場合、銀行や郵便局の窓口で送金を依頼したり、ATMで振込をしたりすることが一般的ではないでしょうか。この場合、相手は自分の口座に振り込まれたお金を引き出して受け取るので、現金書留のようにお金そのものが移動しているわけではありませんね。このようにお金そのものを直接送るのではなく、**一定の仕組みを用いてお金を移動させることを「為替取引」といいます。**

為替取引はこれまで銀行しか行うことができませんでしたが、「資金決済法」により銀行以外の業者でも為替取引を行うことができるようになりました。銀行以外の業者が行う為替取引を「資金移動サービス」といいます。

### ●登録を受けるには

では、資金移動サービスはどんな企業でも営業することができます

るのでしょうか? 資金決済法では、資金移動サービスを行うには事前に審査を受け、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。

登録を受けるには、利用者から送金のために預かる資金の保全(資金の保全についてはQ12をご参照ください。)や、**資金移動サービスを安定的に行うための体制の確立と財産的な裏づけ**が求められるほか、法令等遵守の体制の整備などが求められています。これらの要件を満たさない企業は登録を受けることができません。

また、**登録を受けることができる**のは株式会社か外国資金移動業者で、個人事業者は登録を受けることができません。外国資金移動業者とは、外国で資金決済法と同じような法律により登録などを受け、為替取引を行っている業者をいいます。

# Q

「登録業者かどうかはどのようにして見分けるの?」

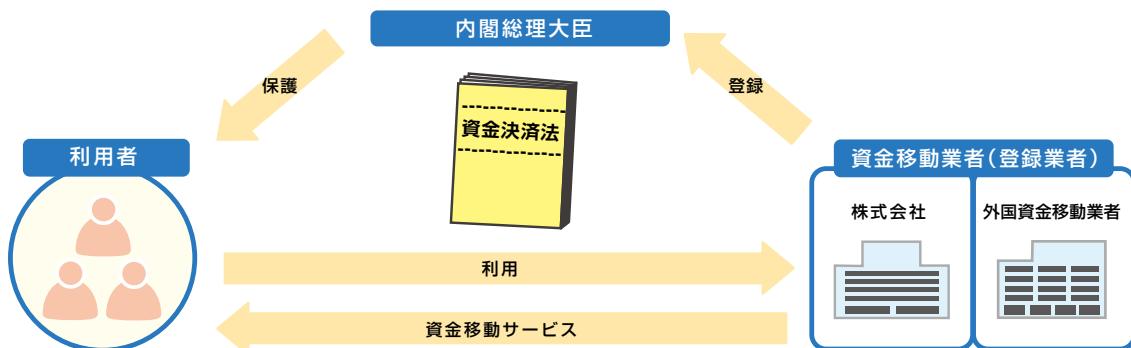
# A

「金融庁のウェブサイトで確認できるよ。」

### ●登録業者かどうかは事前に確認を

銀行は広く生活に密着しており、銀行の店舗であることは一目で分かりますね。でも、資金移動サービスはさまざまな企業が行うことができますので、登録業者かどうかはすぐには見分けがつかないことが考えられます。(銀行の送金サービスとの違いについてはQ4をご参照ください。)利用

するにあたっては**事前に資金移動業者かどうかを確認**しましょう。資金移動業者かどうかは金融庁のウェブサイトで確認できます。また、資金移動サービスはコンビニなどの代理店でも利用できますが、資金移動業者の提携代理店かどうかは、資金移動業者のウェブサイトで確認しましょう。



金融庁ウェブサイト「免許・許可・登録等を受けている業者一覧 > 金融会社 > 資金移動業者」

<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>

# Q2



## 「いくらでも送ることができるの？」

# A



## 「資金移動サービスで送ることができる金額は、 1回あたり100万円以下だよ。」

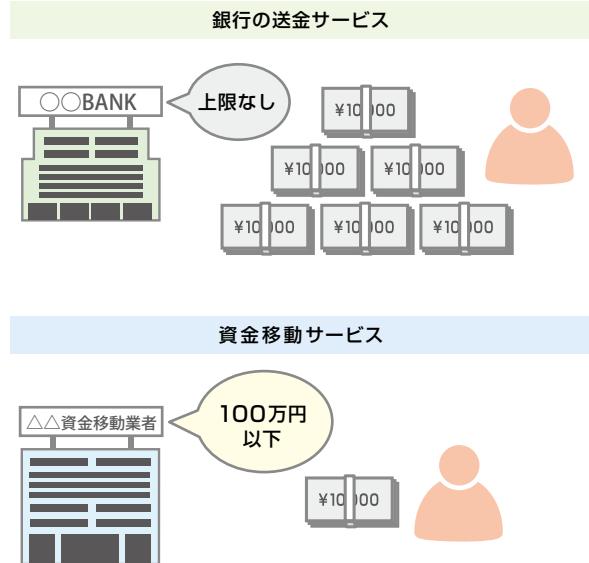
### ● 1回あたりの送金額には上限がある

振込や送金のニーズはさまざまですね。通販ショッピングの支払代金などで数千円の場合もあれば、子どもの住宅購入資金の援助など数百万円のような場合もあるでしょう。銀行の送金サービスならいくらでも送ることができますか、資金移動サービスの場合はどうでしょう？

資金決済法では、**資金移動サービスを利用して送ることができる金額は、1回あたり100万円以下**と定められています。また、外貨で送る場合は、円に換算して100万円に相当する額以下となります。（外貨での送金についてはQ8をご参照ください。）ただし、**上限額は資金移動業者により異なりますので、利用する際に確認しましょう。**なお、この上限は、手数料その他の費用を含まない金額です。

また、この制限は1回の送金についてのものであり、1日、1ヶ月、1年などの一定の期間に送ることができる金額や回数には制限がありませんが、資金移動業者によっては制限を設けている場合もありますので確認しましょう。

### 1回あたりの送金額



# Q3



## 「誰でも利用できるの？ 夕方や夜でも送ることができるの？」

# A



## 「誰でも利用できるよ。 インターネットや携帯電話を利用するサービスなら 夜でも送ることができるんだ。」

### ● 誰でも、いつでも、どこでも、手軽に、安く

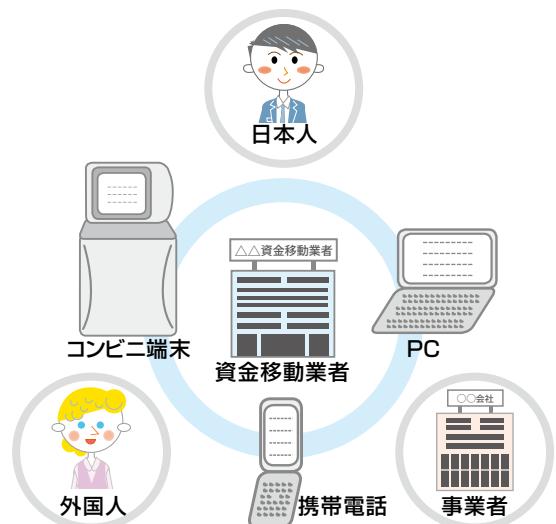
資金移動サービスを利用して送ることができる金額には制限がありますが、（送金額の制限についてはQ2をご参照ください。）利用できる人についての制限はあるのでしょうか？

資金移動サービスは、送金の内容に制限がなく、**個人の利用**はもちろん、企業などの**事業者も利用することができます**。家族への仕送りなど個人間の送金だけでなく、企業間取引の決済、買い物代金の支払いなど個人から事業者への送金、あるいは事業者から個人へ送金も可能です。**外国人も利用が可能**で、日本で働く外国人が本国の家族にお金を送る際にも利用されています。

このように送金の内容に制限はありませんので、資金移動業者によってさまざまなサービスの形態があり、送金チャネルもさまざまなものがあります。資金移動業者の店舗や代理店に出向いての送金のほかに、インターネットや携帯電話、コンビニ端末を利用した送金もできますので、夕方や夜でも時間の制約を受けることなく送金が可能です。モバイルなら場所の制約もありません。このように送金の方法が多様化されたことにより、送金の手数料も安くなっています。

資金移動サービスにより「いつでも、どこでも、手軽に、安く」送金が可能となり利便性が大きく向上したのです。

### 資金移動サービスの利用者と送金チャネル



# Q4



## 「銀行の送金サービスとはどう違うの？」

### A



### 「送金額の上限のほかに、 利用者保護の仕組みなどに違いがあるんだ。」

#### ●似ているけれど違いもある

これまで振込や送金は銀行のサービスを利用していたわけですが、資金移動サービスは銀行の送金サービスとは何が違うのでしょうか？

資金移動サービスでは、**1回あたりの送金額が100万円以下である**ことはQ2で確認したとおりですが、そのほかの違いとしては、**資金移動業者には兼業が認められている**ことがあげられます。そのため旅行業者や情報通信業者、インターネット関連企業などさまざまな業種の企業が資金移動サービスに参入していて、各社工夫を凝らしたサービスが提供されており、利用者にとって便利で使いやすい送金方法として期待されています。

**利用者保護の仕組みにも違いがあります。**銀行が破産した場合、送金途中のお金は預金保険により全額保護されることになっていますが、資金移動業者が破産した場合、利用者は、供託所に供託されている「履行保証金」などから優先的に「還付」を受けるという仕組みになっています。(履行保証金や還付手続についてはQ12をご参考ください。)

このように、制度的な違いのほかに、資金移動サービスは「いつ

でも、どこでも24時間利用できるという利便性があります。また、手数料も安いことから「手軽に、安く」利用することができます。

#### 銀行の送金サービスとの違い

	資金移動サービス	銀行の送金サービス
送金額の上限	100万円以下	制限なし
兼業規制	兼業可	兼業不可
利用者保護	履行保証金制度	預金保険制度

# Q5



## 「他の資金移動業者に送ることができるの? 相手の銀行口座に送ることができるの？」

### A



### 「資金移動業者によっては、 他の資金移動業者や相手の銀行口座にも送ることができるよ。 利用にあたっては資金移動業者に確認しよう。」

#### ●資金移動業者間や資金移動業者と銀行の資金移動

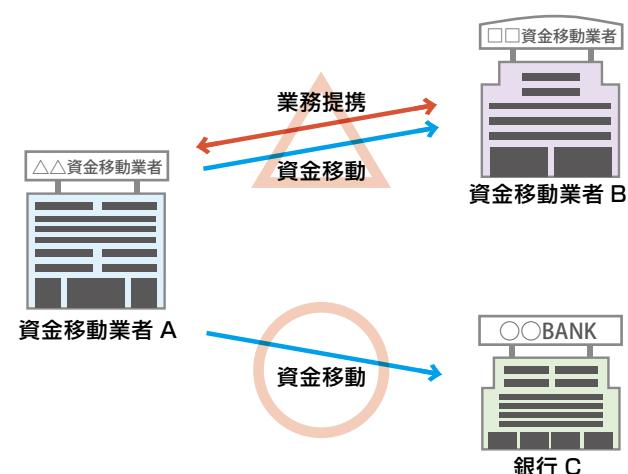
銀行を利用して振込や送金をする場合、自分が送金を依頼する銀行と相手の受け取り銀行は必ずしも同じである必要はありませんね。お互いに都合のよい銀行を選べばよいわけです。また、銀行振込を利用する場合、業者に口座を指定されれば、自分が口座を持っていない他行へ振り込むことが多いでしょう。このように銀行間の資金移動は当たり前のように行われていますが、資金移動業者間や銀行と資金移動業者の資金移動についてはどうでしょう？

資金移動サービスの場合、銀行間同士のネットワークが確立されているわけではなく、**資金移動業者の拠点間で資金移動が行われることが一般的です。**ただし、資金移動業者のなかには他の資金移動業者と業務提携をしている業者があり、その場合、受け取り相手は提携業者の取扱店などでお金を受け取ることができます。提携の有無や内容などは資金移動業者のウェブサイトなどで確認するか問い合わせをしましょう。

また、**資金移動業者から相手の銀行口座に振り込むこともで**

きますが、こちらも資金移動業者により取り扱いが異なりますので、問い合わせましょう。

#### 他の資金移動業者や銀行口座への資金移動



# Q6



## 「手数料はかかるの？」

# A



## 「手数料はかかるよ。資金移動業者によって異なるけれど、銀行の手数料よりも安い場合が多いんだ。」

### ●資金移動サービスは手数料の安さが魅力!?

親元を離れて暮らす大学生の子どもへの仕送りを銀行に依頼したり、買い物代金の支払いなどで銀行振込を利用したりすれば送金手数料や振込手数料がかかりますね。ATMでお金を引き出す場合でも、時間外の利用や自分の口座のない他行のATMを利用すれば手数料がかかります。銀行に限らずいろいろなサービスを利用すれば手数料がかかりますが、同じサービスで質も同じなら安いに越したことはありません。安さがすべてではありませんが、サービスや業者を選ぶにあたり、重要なポイントであることに間違はないでしょう。

**資金移動サービスを利用する際も手数料がかかります。**送金手数料のほかに、口座(アカウント)を開設・利用する送金なら、口座(アカウント)への入金手数料がかかる場合もあります。海外送金を利用する場合は、海外送金手数料や円を外貨へ交換する為替手数料、現地のATMでお金を引き出す際の引出手数料などがあります。(海外送金にかかる手数料についてはQ8をご参照ください。)

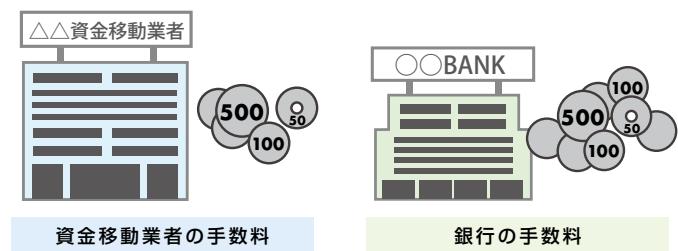
このようにサービスの利用に応じて手数料がかかりますが、

資金移動業者の手数料は多くの場合、銀行の手数料よりも安く抑えられています。実際の利用にあたっては、銀行や資金移動業者各社のウェブサイトなどで確認しましょう。

また、資金移動業者のサービスは各社さまざまであり、手数料の名称や体系、費用も異なりますので、利用するにあたってはウェブサイトで調べたり問い合わせをしたりして、比較検討しましょう。

### 手数料の比較

#### 銀行の手数料より安い場合が多い



# Q7



## 「外国へも送ることができるの? どこの国へも送ることができるの?」

# A



## 「海外送金を取り扱う資金移動業者を利用すれば、 外国へ送ることができるよ。」

### ●グローバルな資金移動のニーズに応える

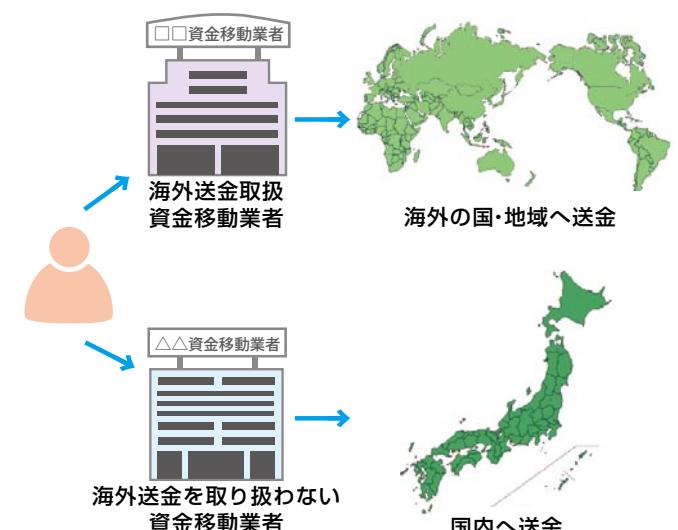
留学やホームステイをしている子どもの学費や生活費を送る、日本に来て働く外国人が本国の家族に送金する、海外旅行や業務渡航に必要なお金を探地へ移動するなど、送金や資金移動のニーズは国内に限ったことではありませんね。経済のグローバル化に伴い、ヒト・モノ・カネの動きは国境を越えてますます活発になるでしょう。外国へお金を送る機会も増えています。

資金移動サービスでも、**海外送金を取り扱う資金移動業者を利用すれば外国へ送金することができます。**資金移動業者のなかには、世界的ブランドのカード会社や大手の国際送金事業者と業務提携をしている業者があり、提携業者の世界中に広がる取扱店・ATMのネットワークを利用して、欧米先進国だけでなく、アジアやオセアニア、中南米やアフリカまで全世界の多くの国・地域へ送金が可能になっています。また、国際送金の大手事業者が日本で登録し、資金移動サービスを行なっている例もあり、送金先は世界各国へ広がっています。

このようにグローバルに広がる資金移動サービスですが、**送金が可能な国・地域や取扱拠点などは資金移動業者により異なり**

ますので、ウェブサイトや問い合わせをして確認し、自分のニーズにあった資金移動業者を利用するようにしましょう。

### 資金移動サービスの海外送金



# Q8



「円で送金して外貨で受け取ることはできるの？  
外貨でも送金はできるの？その場合、別途手数料はかかるの？」

# A



「円で送金依頼はできるけれど、  
外貨での送金については資金移動業者に確認しましょう。  
海外送金では、外貨に交換する際の為替手数料がかかるよ。」

### ●円で送金すれば相手は外貨で受け取れる

海外旅行や業務渡航の際に、空港の両替所などで外貨に両替をした経験がある方は多いと思います。外国では日本円で決済できませんので、現地通貨に交換する必要があります。では、資金移動サービスを利用して外国にお金を送るときはどうでしょう？日本円で送金依頼できれば便利ですね。

海外送金を取り扱う資金移動業者に対しては、**円で送金を依頼することができ、相手は現地通貨で受け取ることができます**。このときに資金移動業者が円を現地通貨に交換しますので、その交換の手間賃としての為替手数料が送金手数料のほかにかかります。

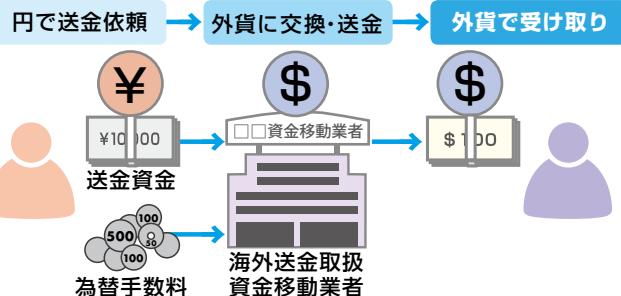
資金移動サービスの1つの形態として、専用のプリペイド型カードにあらかじめ入金して渡航し、現地で買い物に利用したり、ATMで現地通貨を引き出したりできるサービスがあり、海外旅行や業務渡航に利用されています。この場合も利用者は円で入金依頼し、資金移動業者が外貨に交換して専用カードに入金、利用者が外貨を利用します。為替手数料が同様にかかります。

為替手数料は、資金移動業者によっては海外送金手数料に

含まれる場合もあり、また、通貨の種類や送金額、資金移動業者によっても異なりますので、ウェブサイトや問い合わせなどで確認しましょう。

一方で、外貨預金を持っている方などは外貨で依頼することも考えられますが、**資金移動業者の多くは日本円での送金受付となっている**ようです。こちらも必要に応じて確認しましょう。

#### 海外送金の流れ



# Q9



「利用方法や注意事項はどのようにして確認するの？  
利用約款はあるの？」

# A



「利用方法や注意事項は、  
資金移動業者のウェブサイトで確認したり、  
問い合わせたりしよう。利用約款も必ず確認しよう。」

### ●ウェブサイトだけでなく利用約款も確認を

「送金を依頼してからどのくらいの時間で相手は受け取れるようになるの？」「事情が変わったので送金をキャンセルしたいけれど、まだ間に合うかな？」「相談したいことがあるんだけれど、どこに連絡すればいいの？」

資金移動サービスを利用するにあたり、このような疑問が出るかもしれません。資金移動サービスの内容はさまざまです。店舗間送金で1回限りのものや、送金専用口座(アカウント)を開設・利用し繰り返し送金を行なうもの、証書や専用カードを利用するものなど、**利用方法や注意事項はサービスごとに異なりますので、資金移動業者のウェブサイトで確認したり、問い合わせたりしましょう。**

また、利用約款の確認も大切です。利用についての約款ごとをとりまとめたものを約款といい、利用方法のほかに注意事項などが記載されています。**利用約款の名称は資金移動業者により異なりますが、送金する前には必ず確認しましょう。**

なお、利用約款にも記載がありますが、**資金移動業者に送金を依頼したときは、必ず送金資金の「受取証書」を受け取るようにし**

ましょう。ただしサービス内容によっては「受取証書」が発行されない場合もありますが、その場合には、**資金移動業者から提供される情報を保存・プリントしておくようにしましょう**。万一、資金移動業者が破産した場合は、還付を受けることになりますが、受取証書が利用者の権利を証明するものになりますので注意してください。(資金移動業者が破産した場合の還付手続についてはQ12をご参照ください。)

#### 利用方法・注意事項の確認方法

ウェブサイト  
で確認

問い合わせて  
確認

利用約款  
で確認



# Q10



「送金を依頼する際に、本人確認は求められるの？」

# A



「現金で10万円を超える場合や、  
繰り返し送金するため送金専用口座(アカウント)を開設する場合は、  
本人確認が求められるんだ。」

#### ●本人確認は法律によって規定されている

銀行の窓口で振込を依頼する場合、現金で10万円を超えると運転免許証などの提示を求められます。これは、**本人確認**といい、振込に来た人が**本人であることを特定できる書類で確認**をしているわけです。

運転免許証などは持ち合わせていない場合もありますし、「めんどうだな」と思う人もいるかもしれません。でも、本人確認は金融機関が犯罪に利用されるのを防ぐため法律によって規定されていることなのでやむを得ませんね。

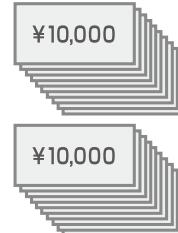
**資金移動サービスでも本人確認は求められます。**1回限りの取引の場合、**送金額が現金で10万円を超えると送金の都度本人確認が必要になります。**繰り返して送金するために、**送金専用口座(アカウント)を開設するときや、ID・パスワードをもらうときなども本人確認が求められることになります。**この場合、一度本人確認の手続きをすれば、送金のたびに本人確認を求められることはできません。

提示を求められる本人確認書類としては、運転免許証、健康

保険証、旅券(パスポート)、国民年金手帳、母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(氏名、住所、生年月日の記載があるもの)などがあります。実際の利用にあたっては、本人確認書類や提示の方法などについて資金移動業者に確認しましょう。

#### 本人確認が求められるケース

送金額が  
現金で10万円を超える場合



送金専用口座(アカウント)を開設する場合



# Q11



「トラブルになったときはどうすればいいの？」

# A



「公平な第三者の仲立ちで、裁判によらずに話し合いで解決を図る  
『金融ADR制度』を利用できるよ。」

#### ●トラブルを迅速に解決

「手数料などが表示と異なっていた。」「資金移動業者に確認した期日になっても相手がお金を受け取れなかった。」資金移動サービスの利用に際して、もし、万一このような問題が起こった場合どうすればよいのでしょうか？

疑問や問題が発生したときは、まず**資金移動業者の苦情・相談窓口**へ問い合わせてみましょう。また、当協会の「**お客様相談室**」でも相談や苦情を受け付けています。「**お客様相談室**」では、苦情・相談の申し出があったときは、その相談に応じ必要に応じて助言を行うとともに、資金移動業者へ苦情を取次ぎ、解決に向け公正に対応しています。

では、資金移動業者との話し合いで解決できない場合は、どうすればよいのでしょうか？裁判に訴えることも考えられますが、裁判には

お金も時間もかかります。そこで、**資金移動サービスでは、利用者保護・信頼確保の観点から、裁判によらないで資金移動サービスに関する紛争の解決を図る「金融ADR制度」を利用することができます**。金融ADR制度は、**公平・中立な第三者に利用者と資金移動業者との仲立ちをしてもらい、話し合いで紛争の解決を図る制度です**。裁判と比べると費用が安く、短い期間で解決を図ることができます。

金融ADR制度の利用にあたっては、当協会が協会加入資金移動業者の窓口となり、3つの弁護士会に紛争の解決について委託していますので、お申し出の場合は取次ぎをします。また、弁護士会に紛争の解決を直接お申し出いただくこともできます。

#### 苦情解決申出先

- 資金移動業者の苦情・相談窓口
- 当協会「お客様相談室」  
03-3219-0628

#### 紛争解決申出先

- 資金移動サービスの金融ADR制度では、  
下記弁護士会の仲裁センター・紛争解決センターをご利用いただけます。
- |            |              |   |
|------------|--------------|---|
| ● 東京弁護士会   | 03-3581-0031 | <a href="http://www.toben.or.jp/">http://www.toben.or.jp/</a>     |
| ● 第一東京弁護士会 | 03-3595-8588 | <a href="http://www.ichiben.or.jp/">http://www.ichiben.or.jp/</a> |
| ● 第二東京弁護士会 | 03-3581-2249 | <a href="http://niben.jp/">http://niben.jp/</a>                   |

# Q12



「資金移動業者が破産したら、送金途中のお金はどうなるの？」



「資金移動業者が破産した場合は、一定の期間内に申し出るとお金は戻ってくるよ。」

## ●「履行保証金」の供託により利用者保護が図られている

お金を送ったけれど相手がまだ受け取っていない。あるいは資金移動業者の口座(アカウント)にお金が残っている。このようなときに、もし資金移動業者が破産した場合、送金資金はどうなるのでしょうか？ お金は戻してもらうことができるのでしょうか？ 資金移動サービスでは利用者はどのように保護されることになっているのでしょうか？

資金決済法では、資金移動業者は、送金途中にあるお金と同額以上の金額を「履行保証金」として保全することが義務づけら

れています。履行保証金の保全は法務局に現金を供託するなどの方法により行なわれます。

万一、資金移動業者が破産した場合は、履行保証金を元に利用者にお金を戻すという仕組みになっています。利用者はこの履行保証金から優先的に配当としてお金を戻してもらえることになっています。利用者保護が図られています。これを「履行保証金の還付」といいます。

### 還付手続と配当

還付手続は以下のようになります。

資金移動業者が破産した場合、還付手続が行なわれることが官報で公示されます。この中で、利用者は60日以上の一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきことが示されます。

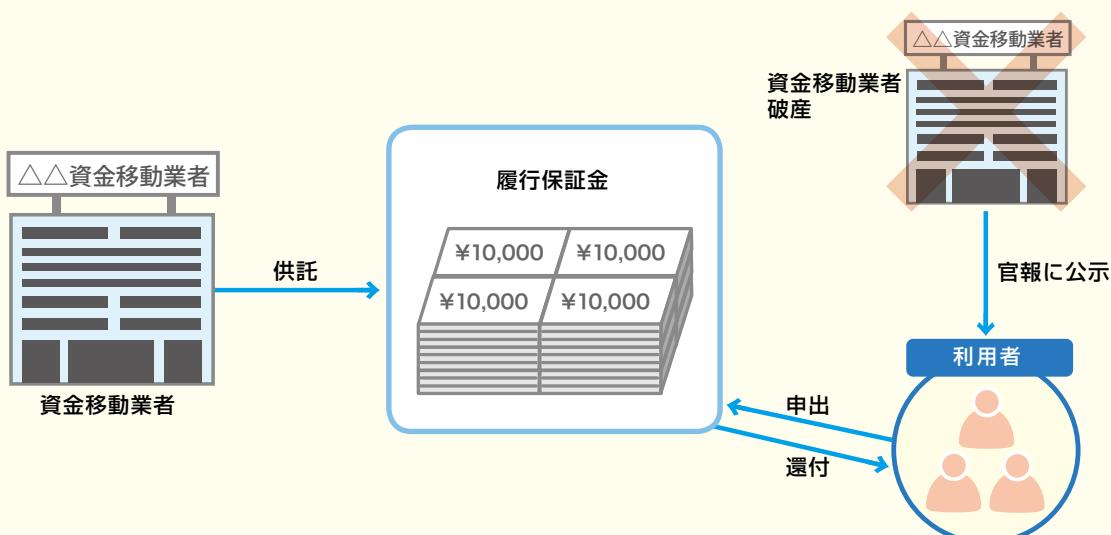
利用者はこの申出期間内に、送金資金を資金移動業者に渡したときに受け取る「受取証書」やレシートなど、申出の権利があることを証明する書面を申出書に添付して自分から申し出る必要があります。受取証書やレシートなど

は送金が完了するまできちんと保管するようにしましょう。(受取証書についてはQ9をご参照ください。)

この申出期間内に申出をしないと、還付手続を受けることができなくなってしまいますので、必ずこの期間内に申し出ましょう。

履行保証金から還付手続にかかる費用を差し引いた額を、申出期間内に集まった申出総額に基づいて各利用者に支払われる金額が決定され、その金額が配当として戻ってくることになります。

### 資金移動業者が破産した場合の利用者保護



## その他のよくあるご質問

**Q13**



「相手がお金を受け取るにはどのような方法があるの?」

**A**



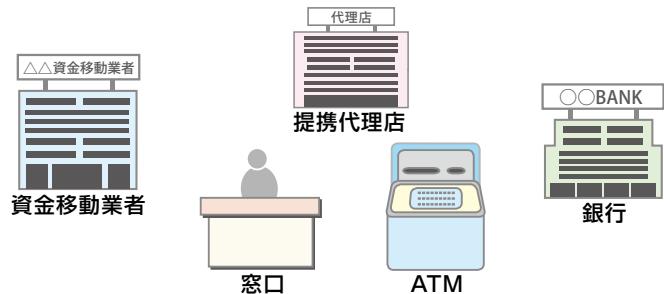
「資金移動業者や提携代理店、銀行の窓口・ATMでの受け取りなど、さまざまな方法があるよ。」

### ●サービスの形態に応じて受取方法もさまざま

どの資金移動業者を利用するかは、手数料や利便性などいくつかのポイントがありますが、受取相手の利便性も大きなポイントですね。

資金移動サービスで送金されたお金は、**資金移動業者や提携代理店、銀行の窓口・ATMで受け取ることができます**。受取方法は、p.3～4にあるとおり資金移動業者やサービスにより異なりますので確認しましょう。

### 資金の受取方法



**Q14**



「個人情報はしっかり管理してもらえるの?」

**A**



「資金移動業者は個人情報保護法などの規定に基づいて社内体制を整備しているんだ。」

### ●個人情報保護法遵守の義務がある

資金移動サービスを利用するに際しては、名前や住所、生年月日などの個人情報はしっかり管理してもらえるのでしょうか？

資金移動業者は、個人情報保護法や個人情報保護に関するガイドラインを遵守することが義務づけられていて、個人情報保護方針を定め、情報漏えいを防止するなどの社内体制を整備しています。個人情報保護方針については、資金移動業者のウェブサイトなどで確認することができます。

### 資金移動業者の個人情報保護体制



**Q15**



「資金移動業者と代理店はどう違うの？  
代理店で送金依頼しても大丈夫なの？」

**A**



「代理店は、資金移動業者の業務委託を受けて資金移動サービスの一部を行なっているんだ。  
資金移動業者が指導・管理しているよ。」

### ●代理店でも同じサービスを受けることができる

資金移動サービスでは、業務の一部を外部の業者に委託することが認められています。業務委託を受けた業者・店舗を代理店といいますが、代理店を利用することにより送金や受取拠点が増え、利用者にとっても利便性が向上します。

資金移動業者は代理店に委託した業務が確実に行なわれてい

るか、利用者保護や利用者情報の管理などに問題がないかなどを定期的に確認し、また、報告を受け、必要に応じて適切な措置を講じています。利用者が代理店を利用しても、資金移動業者と同様のサービスを受けることができるようになっているのです。



〒 101-0052 東京都千代田区神田小川町2-8

三井住友海上小川町ビル5F

TEL. 03-3219-0601 FAX. 03-3219-0602

<http://www.s-kessai.jp/>